

Title	ECにおける基本権保護と欧州人権条約機構
Sub Title	The protection of fundamental rights in the European Community : in relations with the Institutions of the European Convention on Human Rights
Author	庄司, 克宏(Shoji, Katsuhiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.6 (1987. 6) ,p.42- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870628-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ECにおける基本権保護と欧州人権条約機構

庄 司 克 宏

- 一、序——二つの文脈
- 二、「ガイドライン」方式における欧州人権条約
- 三、C.E.D.I.事件とその意義
- 四、「ガイドライン」方式と欧州人権条約機構
- 五、結 語

一、序——二つの文脈

欧州人権条約は、ECの全加盟国がその締約国であるにもかかわらず、同条約機構とECの間に正式の関係は存在しない。しかしその一方で、ECにおける経済統合の発展は、EC法秩序の確立と相俟って、一つの必然的副産物としてECレベルにおける基本権保護の問題をもたらした。その結果、欧州人権条約とECの関係が取りざたされることになった。⁽¹⁾

ECにおける基本権保護の問題には、欧州人権条約との関係において二つの文脈が存在する。第一の文脈は「対内

的」文脈であって、EC法の国内法に対する優越性と加盟国憲法の基本権規定との抵触の問題から生じた。⁽²⁾ これは、ECがいわゆる「超国家的」法秩序を形成しているにもかかわらず、⁽³⁾ 独自の権利章典を有していないことに由来する。⁽⁴⁾ 欧州人権条約は、この文脈においてEC裁判所が採用した「ガイドライン」方式により、⁽⁵⁾ ECの基本権目録のいわゆる代用品としての性格を帯びることになった。このように第一の文脈はもっぱらECの内部に端を発しており、そこにおいて欧州人権条約は間接的にかかわる存在である。

これに対して、第二の文脈は、C.F.D.T.事件⁽⁶⁾をきっかけとして、ECの外部つまり欧州人権条約機構との関係から生じた「対外的」文脈である。この文脈において欧州人権条約は、ECに対して直接的にかかわる存在である。すなわちそれは、ECの全加盟国が欧州人権条約締約国である一方、EC自体が同条約に加入していないにもかかわらず、ECが（あるいは欧州人権条約締約国たる加盟国がECの行為に対して）欧州人権条約上の責任を負うか否かという問題を意味する。この問題はC.F.D.T.事件において、実際に欧州人権委員会の考慮の対象となった。その結果、EC裁判所による基本権保護と欧州人権条約及び同条約機構がいかなる関係にあるかという議論が、この文脈において生じたのである。

本稿の目的は、まず、EC裁判所が「対内的」文脈で採用した「ガイドライン」方式において、欧州人権条約がいかなる性格のものであるかを明らかにしたうえで、次に、同方式が「対外的」文脈すなわち欧州人権条約機構との関係において、いかなる問題点を有するか、またそのような問題点を克服するための条件は何か、ということについて検討することである。

(一) Torsten Stein, 'Referat: Das geltende Recht', in "Das Verhältnis zwischen dem Grundrechtsschutz durch die Organe der Europäischen Menschenrechtskonvention und der Europäischen Gemeinschaften", in H. Mosler, R. Bernhardt und M. Hilf (Hrsg.), *Grundrechtsschutz in Europa*, Springer-Verlag, Berlin, Heidelberg, New York, 1977, pp. 147-159

参照。

(2) すでに一九五〇年代末において、EC裁判所は国内憲法規定に基づく基本権侵害の申立に直面した。すなわち、一九五九年二月四日付判決のシートルク (Stork) 事件 (Case 1/58 [1959] E.C.R., p. 17) 及び一九六〇年七月一日付判決の第一ノルト (Nold) 事件 (Cases 36-38, 40/59 [1960] E.C.R., p. 423) に於いて、EC裁判所は西独憲法に基づく基本権侵害の申立を受けた (Case 1/58, *op. cit.*, p. 24; Cases 36-38, 40/59, *op. cit.*, p. 437)。これらの申立に対して、EC裁判所は国内法規を適用する権限はないとして退け、実質的審理を行ななかつた (Case 1/58, *op. cit.*, p. 26, 但し Gerhard Bebr, *Development of Judicial Control of the European Communities*, Martinus Nijhoff Publishers, The Hague, 1981, p. 649 参照。Cases 36-38, 40/59, *op. cit.*, p. 438)。これは、ECがまたその初期の段階であり、また国内法に対するEC法優越の原則が未確立であったため、EC裁判所としてはECSG条約第三二条を制限的に解釈することにより、ECにおける基本権保護の問題を回避したものと考えられる (Gerhard Bebr, *op. cit.*, p. 650)。

(3) 一九六三年二月五日付判決のファン・ゲント・エン・ローズ (Van Gent & Loos) 事件 (Case 26/62 [1963] E.C.R., p. 1) 及び一九六四年七月一日付判決のコスタ対電力公社 (Costa v. ENEL) 事件 (Case 6/64 [1964] E.C.R., p. 585) において、EC裁判所がEC法の直接適用性及び国内法に対する優越性を認めたことにより、国内法秩序とは別個の独自のEC法秩序が、判例上確立をみた。その結果、EC裁判所はEC法の優越性に関連して、ECレベルにおける基本権保護の問題に早晚直面することとなった。ペスカトーレ (Pesatore) は、前述のシートルク事件、第一ノルト事件等に言及して、それらの判決が、国内憲法の基準に違反するとの申立を退ける一方で、EC法に基づく同様の保障が存在するかという問題に対して沈黙している点で不満足に思われると述べている。また彼は、国内憲法の概念及び規定がEC法に優越するのを防ぐため、EC内部において基本権保護の方式を整えることが急を要するようになったと述べている (P. Pesatore, "The Protection of Human Rights in the European Communities", 9 C.M.L. Rev., 1972, p. 75)。EC裁判所がECにおける基本権保護の問題に對して、ついにその第一歩を踏み出したのは、一九六九年十一月二日付判決のシュタウダー (Stauder) 事件 (Case 29/69 [1970] C.M.L.R., Part 42, p. 112, なお本件については、田村悦一「EC裁判所における基本権の保障」、日本EC学会年報 (日本EC学会編) 第五号、一九八五年、二六一—二八頁参照) においてであった。その判決は、個人の基本権が、EC裁判所が遵守を確保しなければならない、「共同体の法の一般原則」に含まれることを初めて明らかにした (Case 29/69, *op. cit.*, p. 116)。同判決が出されたのは一九六九年一月のことであるが、EECは同年いっばいをもって一二年間に及ぶ過渡期間を終了することになっていた。したがって、EC裁判所の同判決は、基本権保護の問題について過渡期間終了後に備えたものと

考えることができる。

(4) 一九七〇年二月十七日付判決の国際商事会社 (Internationale Handelsgesellschaft) 事件 (Case 11/70 [1972] E. C. R., p. 1125) において、EC裁判所は「法の一般原則」を成すところの基本権の保護は、「加盟国に共通の憲法的伝統」により示唆を受ける一方、「共同体の構造と目的」の枠組の中で確保されなければならないとした (Ibid., p. 1134)。しかし、本件を付託した西独のフランクフルト行政裁判所は、一九七一年一月二十四日、「共同体に成文憲法がない限り、国内の基本原則が遵守されなければならない」と述べ、EC裁判所の先行判決を不服として、西独憲法裁判所に問題を付託する決定を行なった (Case II/2 E 228/69 [1972] C. M. L. R., Part 55, p. 181, 182, 185)。この付託に基づく判決において、西独憲法裁判所は、ECに「成文化された基本権目録」が欠如しており、また成文の基本権目録によってもたらされる法的安定性は、EC裁判所の判決によってだけでは達成されなう (Case 2 BvL 52/71 [1974] 2 C. M. L. R., p. 551) として、ECにおける成文の権利章典の欠如が再度指摘されたのである。なお、同判決における反対意見は、ECにおける基本権目録の欠如にもかかわらず、西独憲法に保障される基本権の保護はまた、ある程度修正された形ではあるが、EC裁判所の判例法によりECの法制度においても確保されるとしている (Ibid., p. 560, 561)。

以上の経緯については以下参照。大谷良雄「ヨーロッパ共同体法と西ドイツ連邦基本法との関係」、『小樽商大商学討究』第二六巻一号、一九七五年七月、六九―七八頁、山手治之「欧州統合はどこまで進んでいるか (法律部門)」、同志社大学EC研究会編『第三回日本・EC研究者大会』、一九七八年一月、九四―一〇頁、深瀬忠一「ヨーロッパ共同体裁判所の国際法的・憲法的側面の一考察」、『北大法学論集』第三一卷三・四号下巻、一九八一年三月、一七七―一七八頁、高橋悠「基本権の保護とヨーロッパ共同体」、『同志社法学』第一七二号、一九八二年三月、三一九頁。

(5) H. Golsong, "Grundrechtsschutz im Rahmen der Europäischen Gemeinschaften: Ist der Katalog der in der Europäischen Menschenrechtskonvention enthaltenen Grundrechte für die EG verwendbar?", *Europäische Grundrechte Zeitschrift*, 5. Jahrgang 1978, pp. 347-349. 拙稿「欧州人権条約をめぐるEC裁判所の『ガイドライン』方式——EC委員会の『加入』方式との比較——」、『前掲『日本EC学会年報』第五号、七一―三頁。

(6) 本稿第三章参照。

二、「ガイドライン」方式における欧州人権条約

一九七四年五月一日、EC裁判所はノルト(Soge)事件判決⁽¹⁾において、「人権保護に関する国際条約」について「ガイドライン」方式を採用する旨を宣言した。⁽²⁾この方式は、EC裁判所が、EC独自の権利章典を有しない現状において、基本権保護に関する「法的一般原則」を具体的に展開する際に、「加盟国に共通の憲法的伝統」に基づくとともに、加盟国が締結に加わりあるいは加入した「人権保護に関する国際条約」を「ガイドライン」として用いることをその趣旨としている。⁽³⁾その後、EC裁判所は、「人権保護に関する国際条約」のうち、とくに欧州人権条約に対して「ガイドライン」方式を適用し、発展させていった。⁽⁴⁾これについては次の理由が考えられる。すなわち、加盟国内裁判所がEC法優越の原則を部分的に否定する根拠として指摘した、ECにおける成文の権利章典の欠如を、⁽⁵⁾EC裁判所が判例上克服するために、内容が不明確である「加盟国に共通の憲法的伝統」を法的安定性の面で補うものとして、欧州人権条約がそのような「憲法的伝統」の最良の組み合わせを示す既成の権利章典であるということである。⁽⁶⁾要するに、EC裁判所が欧州人権条約に対して「ガイドライン」方式を発展させたことには、ECに独自の権利章典がない状態で、同裁判所が基本権保護の判例法を蓄積する過程において、法的安定性を補うという意味が存在する。

しかし、欧州人権条約に対する「ガイドライン」方式の発展によって、同条約がEC法の構成部分を成し、ECが同条約に直接的に拘束されるようになったとEC裁判所がみなしているとは結論することはできない。その根拠としては、次の三点を指摘することができる。

第一の根拠は、ノルト事件の判決文の起草者であったベスカートル(Desautere)裁判官の当時における見解である。彼は同判決の四年前、一九七〇年一月一日から二〇日にわたる、欧州審議会が組織した人権に関する会議(Parliamentary Conference on Human Rights)によって、EC裁判所を代表し、人権保護の問題についての同裁判所の

態度の概要を示すものとして、次のように述べている。⁽⁷⁾ すなわち彼によれば、欧州人権条約等の基本権に関する国際条約は、ECにおいて適用される法の構成部分を成すとみなすことはできないが、必要な場合に指示と示唆を与えう一方、欧州人権条約の実体規定が、加盟国に共通の法の一部を成すとみなされることが望ましいとされている。

第二の根拠は、法務官の「意見」に示されている。以下、四人の法務官の見解を掲げる。

(i) メイラス (Mayras) 法務官

彼はロワイエ (Roye) 事件 (一九七六年四月八日付判決) における「意見」の中で、欧州人権条約はEC裁判所の監督のもとに、国内裁判所によって直接適用される、ECの法典とみなすことはできないとしている。⁽⁸⁾

(ii) トラブッチ (Trabucchi) 法務官

彼はワトソン・アンド・ベルマン (Watson and Belmann) 事件 (一九七六年六月七日付判決) における「意見」の中で、EC裁判所が初めて欧州人権条約に言及した一九七五年一月二八日のルティリ (Rutili) 事件判決⁽⁹⁾を引用し、EC法規と全加盟国によって受諾された国際法規の類推に基づいて欧州人権条約の規定がEC法秩序の構成部分を成しているとする学説⁽¹⁰⁾があることを指摘したうえで、それには賛同していない。むしろ同判決の真意は、欧州人権条約規定に対する実質的な言及を何ら含むものではなく、単に一般原則に言及したものであるとしている。また彼によれば、「加盟国が基本権保護の一層の確保のために国際的義務を負った共同体外の公式文書は、共同体法秩序にそのようなものとしてくみ入れられるという問題なしに、加盟国に共通の原則を確立するために用いることができる」のである。⁽¹³⁾

(iii) カポートルティ (Capotorti) 法務官

彼は第三デフレンヌ (Defrenne) 事件 (一九七八年六月一五日付判決) における「意見」の中で、EC法秩序の一般原則たる差別禁止について、それが「加盟国において、また「欧州人権条約」の文脈において認められる基本的人権のリストに含まれる原則である」とし、「その結果、それは共同体法の一部を成し、「EC」裁判所によって保障されなければならない」と述べている。⁽¹⁵⁾

また、彼はハウアー (Hauser) 事件⁽¹⁶⁾ (一九七九年一月二三日付判決) における「意見」の中で、欧州人権条約第一議定書第一条の財産権に関する規定について、それが加盟国の法制度の支配的傾向を反映するものであるゆえに、EC法秩序にくみ

いれたらとみなされなければならないと述べている。⁽¹⁷⁾

(iv) サー・ゴードン・スリン (Sir Gordon Slynn) 法務官

彼は MDE 事件⁽¹⁸⁾（一九八三年六月七日付判決）における「意見」の中で、「欧州人権条約」に示されている基本権は、共同体法の一一般原則の一部を成すと長く認められてきた」と述べている。⁽¹⁹⁾

以上の「意見」から明らかのように、各法務官は、欧州人権条約が EC 法の構成部分であるとはみなしていない。最後に第三の根拠は、EC 裁判所の判決における欧州人権条約に対する言及の仕方にもみられる。たとえば、前述のルテリ事件判決において EC 裁判所は、EC 法の当該規定が欧州人権条約規定において認められる、より一般的な原則の具体的表明であるとしている。⁽²⁰⁾ 一方、前述のハウアー事件判決では、EC 裁判所は財産権について、それが加盟国の憲法に共通の観念にしたがって EC 法秩序において保障されるものであり、それは欧州人権条約第一議定書第一条にも反映されているとしている。⁽²¹⁾ また、財産使用の制限に関して、欧州人権条約の同規定が、一般的福祉にしたがって財産の使用を規制するために必要とみなす法律を施行する国家の権利を認めている限りにおいて、重要な「指示」を与えているとしている。⁽²²⁾

さらに、一九八四年七月一〇日付判決のケント・カーク (Kent Kirk) 事件⁽²³⁾において、EC 裁判所は欧州人権条約第七条を引用して、次のように述べている。⁽²⁴⁾

「罰則規定が適及効をもちえないという原則は、加盟国の全ての法秩序に共通であり、また「欧州人権条約」第七条に基本権として含まれている。「したがって」「この原則」は「EC 裁判所」によって遵守が確保される法の一般原則に、その位置を占めるものである。」

以上の判決における EC 裁判所の、欧州人権条約に対する扱いから明らかのように、同裁判所は同条約を、EC を直接に拘束する EC 法の構成部分とはみていない。

以上の三つの根拠、すなわちペスカトル裁判官の当時における見解、法務官の「意見」及び EC 裁判所の判決に

における欧州人権条約の扱い方、に照らして、「ガイドライン」方式は、欧州人権条約を直接適用させてEC法の構成部分とするものではなく、したがってまた、同条約はEC諸機関を直接に拘束するものとはいえない。つまり、「ガイドライン」方式における欧州人権条約は、EC裁判所が基本権保護に関する「法の一般原則」を具体化する場合に、「加盟国に共通の憲法的伝統」とともに用いられる「人権保護に関する国際条約」とどまる。さらに、欧州人権条約は、「加盟国に共通の憲法的伝統」の最良の組み合わせをミニマムな基準において示すものであり、また同条約の内容が限定的である点で、前者は後者に付随的な性格を有するといえる。²⁶⁾しかしその一方で、前述のサー・ゴードン・スリン法務官が、欧州人権条約に示されている基本権を「共同体法の一般原則の不可欠の一部を成す」ものとしているように、²⁶⁾欧州人権条約は今や、「加盟国に共通の憲法的伝統」と並んで、基本権保護に関する「法の一般原則」の重要な源となっている。

EC裁判所が「ガイドライン」方式を欧州人権条約に適用して「法の一般原則」を構成するものと位置付けたことについては、次の理由が考えられる。つまり、欧州人権条約の解釈についての最終的決定者はストラスブールにある欧州人権裁判所であり、²⁷⁾EC裁判所としては、同条約をEC法の構成部分ではなく、「法の一般原則」の源の一つとすることで、同人権裁判所の管轄を侵害しないように配慮したものと考えられる。しかし一方、EC裁判所は、基本権保護がECにおける「法の一般原則」に含まれることによつて、EC法の文脈における基本権保護の問題に關して、自らを主要な責任を負う者とみなしているといえる。²⁸⁾欧州人権条約の定める基本権保護は、元来、国内的保障に代わるものではなく、それを前提として補足する性格のものであるゆえに、EC裁判所のそのような態度はEC法秩序において是認されるべきであらう。

(1) Case 4/73 [1974] 2 C. M. L. R., p. 338.

(2) *Ibid.*, p. 354, 358; [1974] E. C. R., p. 507.

- (3) *Ibid.*, H. Golsong, *op. cit.*, p. 348, 349.
- (4) 田村悦一前掲論文「三三—三九頁及び前掲拙稿」一〇—一一頁参照。
- (5) 本稿第一章注（4）参照。
- (6) P. Pescatore, *op. cit.*, p. 79. 但し、このことは、EC裁判所がECにおける基本権保護のレベルを、欧州人権条約に示される「ミニムムな基準に合わせることが意味しない。ノルト事件判決で述べられているように、EC裁判所は「[加盟国]の憲法により認められ保護される基本権と相容れないかなる措置も合法と認めることはできない」（Case 4/73, C. M. L. R., *op. cit.*, p. 358）として、加盟国憲法にみられる「マクシムムな基準を用いている。また、同判決より前の時点において、ヘムカートルは、EC法が基本権保護に関して、個々の加盟国において不可欠とみなされる保護の水準に達しないならば、その権威を維持することは難しいゆえに、EC裁判所は状況の力によって、最高の基準の保護に従わざるをえないであろう」と述べている（P. Pescatore, *op. cit.*, p. 79）これは、西独憲法裁判所の判決が、ECにおける基本権保護の水準を西独憲法の基準に基づいて「マクシムム」（Case 2 BvL 52/71, *op. cit.*, p. 551）に鑑みて妥当といえる。なお、以上の点に関しては、前掲拙稿「一七一—九頁参照」。
- (7) P. Pescatore, *op. cit.*, p. 73, 75, 76, 79.
- (8) Case 48/75 [1976] 2 C. M. L. R., p. 619.
- (9) *Ibid.*, p. 630, 631. なお本件は「EC委員会は、欧州人権条約がECの全加盟国によって批准されており、EC法の構成部分を成すと主張したが、EC裁判所がその主張に何ら言及しなかったことは、法務官の見解を支持してゐるものと懸念する」（[1976] E. C. R., p. 506, 507; M. H. Mendelson, "The European Court of Justice and Human Rights", in F. G. Jacobs (ed.), *Yearbook of European Law I 1981*, Clarendon Press, Oxford, 1982, p. 136）。
- (10) Case 118/75 [1976] 2 C. M. L. R., p. 552.
- (11) Case 36/75, [1976] 1 C. M. L. R., p. 155. なお本件は「田村悦一前掲論文」三三—三五頁参照。
- (12) 同法務官は、その「有名な学説を明示しつつながら、同趣旨の学説として以下参照」Henry G. Shermers, *Judicial Protection in the European Communities* (3rd ed.), Kluwer Deventer, The Netherlands, 1983, p. 85; M. Sørensen, "Meeting Points between the European Convention on Human Rights and the Law of the European Communities", *Information on the Court of the European Communities*, No. 111, 1977, p. 44; A. G. Toth, *Legal Protection of Individuals in the European Communities*, Vol. 1, North-Holland, 1978, p. 109; P. Pescatore, "Bestand und Bedeutung der Grundrechte im

Recht der Europäischen Gemeinschaften", *Europarecht*, Heft 1, 1979, p. 6, 7, etc. また、深瀬忠一前掲論文、一七八五、一七八六頁参照。

(13) Case 118/75, *op. cit.*, p. 563, 564. なお本件において、EC委員会は、欧州人権条約は加盟国の批准の結果、ECを法的に拘束していることを主張した。しかし、EC裁判所がその主張に何ら言及しなかったことは、法務官の見解を支持したものと思われ、(〔1976〕 E. C. R., p. 1194; M. H. Mendelson, *op. cit.*, p. 136, 137)。

(14) Case 149/77 [1978] 3 C. M. L. R., p. 312. なお本件については、釜田泰介「英国における性差別問題とヨーロッパ共同体法」、日本EC学会編『日米欧関係の総合的考察』(日本EC学会年報第三号)、有斐閣、一九八三年、九八、九九、一一一、一二頁及び田村悦一「欧州共同体と基本権保護の展開」、『立命館法学』第一六八号、一九八三年一月、一九四—一九七頁参照。

(15) Case 149/77, *op. cit.*, p. 320, 321.

(16) Case 44/79 [1980] 3 C. M. L. R., p. 42. なお本件については高橋悠前掲論文五、六頁参照。

(17) *Ibid.*, p. 55.

(18) Cases 100-103/80 [1983] 3 C. M. L. R., p. 221.

(19) *Ibid.*, p. 277.

(20) Case 36/75, *op. cit.*, p. 155.

(21) Case 44/79, *op. cit.*, p. 64.

(22) *Ibid.*, p. 65.

(23) Case 63/83 [1984] 3 C. M. L. R., p. 522. 本件は以下のような事例である。一九七〇年一〇月二〇日付理事会規則二一四一／七〇号第二条一項及びそれにとって代わった一九七六年一月一九日付理事会規則一〇一／七六号第二条一項は、全加盟国の主権または管轄権のもとにある水域に対する、加盟国船籍を有する漁船の平等な接近の原則を規定していた。しかし一九七二年加盟条約第一〇〇条一項は、一九八二年一月三十一日までの期間、同原則からの逸脱を認めた。一方、EC理事会は、一九八二年一月二二日の会議において合意に失敗した結果、ECとしてのその後の包括的措置を採択することができず終わった。そのため、EC委員会は「宣言」を発して、各加盟国がそれぞれ必要な措置をとることになった。これをうけて英国は、一九八二年一月二二日、デンマーク国籍の船舶が英国の沿岸一海里水域内で漁業を行なうことを禁じる旨の一九八二年漁業命令をEC委員会に通知したところ、一九八三年一月五日付の同委員会決定八三／三号によって、それは同年一月二六

日まで暫定的に認められた。しかし一九八三年一月二五日には、理事会規則一七〇／八三号が採択され、同年一月一日に遡及して、前述の一九七二年加盟条約に基づく制度を継続することが合意された。ケント・カークはデンマーク漁船の所有者であるが、一九八三年一月六日、英国の沿岸一海里水域内で操業しているところを英国当局に捕えられ、罰金を課せられた。ケント・カークはこの件で英国国内裁判所に訴えたところ、同裁判所は、一九八二年漁業命令採択の時点において、加盟国がEC法に基づき、他の加盟国籍の漁船が当該水域内で操業することを禁じることが許されるかどうか、という問題を、EC裁判所に付託した。EC裁判所は、まず、当該事実の起きた時点において、全加盟国の管轄のもとにある水域に対する平等な接近を定める理事会規則一〇一／七六号第二條一項は、完全に適用されていたとして、当該時点においてはECに法的空白状態があり、加盟国はEC委員会から承認を受けた措置によってその空白状態を満たすことができたとする英国及びEC委員会の主張を退けた。これに対してEC委員会は、理事会規則一七〇／八三号第六條一項の遡及的效果により、一九八二年漁業命令のような措置をとる権限が加盟国に与えられたと主張したが、EC裁判所は、同理事会規則の規定は刑事罰を課す国内措置が当該行為の時点で無効であったのを、遡及的に有効なものとするとはできないとした。その結果、EC裁判所は、漁業に関するEC法は英国の一九八二年漁業命令の採択の時点において、加盟国に他の加盟国籍の漁船による当該水域内での操業を禁じる権限を与えるものではなかった」と判決した (*Ibid.*, pp. 534-539)。なお本件に関連するEC共通漁業政策の発展の概略については、田中俊郎「国内利益集団の『欧州化』—ECの共通漁業政策と英国の漁業団体を事例として—」、『国際政治』(日本国際政治学会編)第七七号、一九八四年、五八一—六〇頁参照。

- (24) Case 63/83, *op. cit.*, p. 583. 注4 [1984] *E. C. R.*, p. 2713 参照。
- (25) M. H. Mendelson, *op. cit.*, p. 150.
- (26) Cases 100-103/80, *op. cit.*, p. 277.
- (27) M. Sørensen, *op. cit.*, p. 48.
- (28) Eckart Klein, 'Referat: Überlegungen de lege ferenda', in "Das Verhältnis zwischen dem Grundrechtsschutz durch die Organe der Europäischen Menschenrechtskonvention und der Europäischen Gemeinschaften", in H. Mosler, R. Bernhardt und M. Hilf (Hrsg.), *op. cit.*, p. 176; Hans-Joachim Glaesner, "Einige Überlegungen zum Beitritt der Europäischen Gemeinschaften zur Europäischen Konvention für Menschenrechte", *Europarecht*, Heft 2, 1980, p. 120, 121.

三、C.F.D.T. 事件とその意義

一九七六年七月一四日、フランスの有力な労働組合の一つであるフランス民主労働連合（以下C.F.D.T.と略称⁽¹⁾）は、EC理事会の決定により、ECSSC条約第一八条に定める諮問委員会の委員任命のための候補者名簿の提出資格を与えられる労働者の代表団体に指名されなかった⁽²⁾。C.F.D.T.はこれを不服として、EC理事会を相手どり、当該決定の取消を求めてEC裁判所に訴えた⁽³⁾。しかし一九七七年二月一七日、この訴えは当事者適格に欠けるとして、EC裁判所によって受理不能とされた⁽⁴⁾。またC.F.D.T.は、一九七六年二月六日、フランスの國務院（Conseil d'Etat）に対し、同趣旨の訴えを行っていたが、一九七八年二月一〇日、同國務院には管轄権がないとされた⁽⁵⁾。

以上の結果、C.F.D.T.は、EC、EC加盟国全体及び個々のEC加盟国を相手どって、欧州人権条約第一一、一四、一五条違反を欧州人権委員会に申し立てたのである⁽⁶⁾。これに対して欧州人権委員会は、いずれの責任についても「人に関する理由で（ratione personae）」同委員会には管轄権がないとして、申立を受理しなかった⁽⁷⁾。EC自体は、欧州人権条約第六六条に基づき、同条約の締約当事者ではないゆえに、当該申立が受理されなかったことについては問題がない。しかし、ECの全加盟国が欧州人権条約の締約国であるゆえに、加盟国の責任という形でECの行為が欧州人権条約機構において審査される可能性が、本件によって全く否定されたわけではない。この点に関して以下、加盟国の個別責任と共同責任に分けて検討することにする。

第一に、加盟国の個別責任が問われることによって、ECの行為が審査される可能性については、次のように考えられる。すなわち本件において、当該労働者団体にC.F.D.T.を含めない旨のEC理事会決定は、フランス政府の提案に基づくものであったゆえに、もしフランスが個人の申立権を当時認めていたならば、同国の責任に関するものとして、本件は受理された可能性がある⁽⁹⁾。また欧州人権委員会は、本件におけるフランス以外の加盟国の個別責任につ

いて、「これらの国家は「EC」理事会の決定に参加することによって、当該事件の状況において「欧州人権条約」第一条の意味における管轄権を行使してはいない」ゆえに受理不能としている。⁽¹⁰⁾これも、本件がもつばらフランスの責任にかかわる問題であり、そのフランスが責任を免れて、個人の申立権を認めている他の加盟国が責任を負うという不公平な事態を避けるためであったと考えられる。⁽¹¹⁾それゆえ、各加盟国が、全て欧州人権条約に加入しており、また、EC理事会における拒否権によって、ECの活動がある程度コントロールしうることを考慮に入れるならば、ECの行為に関して加盟国の個別責任が問われる可能性を否定することはできない。⁽¹²⁾

この点は、欧州議会の直接選挙に関するEC理事会決定を施行する加盟国の国内法が、欧州人権条約第一議定書第三条に違反するとの申立に対する欧州人権委員会の一連の決定からも、裏付けられる。⁽¹³⁾すなわち同委員会は、当該国内法は同規定に反するとはいえないとして、申立を受理できないとした。しかしその一方、ECの構造の発展により、国内議会の権限と機能を一部引き受ける新しい代表機関が生じた場合、欧州人権条約締約国が、第一議定書第三条に基づき保護される権利を認めることを要求される可能性を排除するものではないとしている。⁽¹⁴⁾

第二に、加盟国の共同責任が問われることによって、ECの行為が審査される可能性については、次のように考えられる。本件において欧州人権委員会は、加盟国全体の責任について、それがEC理事会を指すものとみなし、EC自体の責任と同様、「人に関する理由で(ratione personae)」管轄権がないとしている。⁽¹⁵⁾しかし、ECが独立の法人格を有する一方、欧州人権条約締約国たるEC加盟国が、EC理事会を通じて共同でコントロールするECに、その権限を委譲しているということだけで、各加盟国が同条約に基づく責任を免れるのは一貫性を欠いている。それゆえ、欧州人権委員会が、個人の申立権を認めている国家に関してのみ、当該申立を受理すべきであると考えられることは可能である。⁽¹⁶⁾また、EC委員会も、一九七九年四月四日の「欧州人権条約」への欧州共同体の加入に関する覚書⁽¹⁷⁾において、C.F.D.T.事件がその特定の状況によるものであって、今後、欧州人権条約機構において、加盟国の共同責任と

いう形でECの責任が問われる可能性を排除できないとしている。⁽²²⁾

以上のように、EC加盟国の個別責任と同様、共同責任についても、欧州人権委員会がそれを認めて申立を受理する可能性は、全くないとはいえない。その場合には、加盟国の個別責任あるいは共同責任が問われることによってECの行為が、欧州人権条約機構において実質的に審査を受けることになる。⁽²³⁾

- (1) Confederation Francaise Democratique du Travail.
- (2) European Court of Justice, Case 66/76, C. F. D. T. v. E. C. Council [1977] 1 C. M. L. R., p. 590, 591.
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*, p. 595.
- (5) European Commission of Human Rights, Case 8030/77, C. F. D. T. v. European Communities [1979] 2 C. M. L. R., p. 230, 231.
- (6) *Ibid.*, p. 229, 230. なお本件は「高橋悠前掲論文」九—一〇頁及び E. A. Alkema, "The EC and the European Convention of Human Rights - Immunity and Impunity for the Community?", 16 C. M. L. Rev., 1979, pp. 501-508; Jochem Abr. Frowein, "Europäische Grundrechtsprobleme" in R. Bieber, A. Bleckmann, F. Capotorti u. a. (Hrsg.), *Das Europa der Zweiten Generation* (Gedächtnisschrift für Christoph Sasse) Band II, N. P. Engel Verlag, Kehl am Rhein, Straßburg, 1981, pp. 731-733 参照。
- (7) European Commission of Human Rights, Case 8030/77, *op. cit.*, pp. 232-234.
- (8) 欧州人権条約第二五条。
- (9) 高橋悠前掲論文「一〇頁」。
- (10) European Commission of Human Rights, Case 8030/77, *op. cit.*, p. 233, 234.
- (11) M. H. Mendelson, "The Impact of European Community Law on the Implementation of the European Convention on Human Rights", in F. G. Jacobs (ed.), *Yearbook of European Law III 1983*, Clarendon Press, Oxford, 1984, p. 117.
- (12) *Ibid.*
- (13) European Commission of Human Rights, *Lindsay v. United Kingdom*, Case 8364/78, 8 March 1979 [1979] 3 C. M.

- L. R.*, p. 166; *Re an Expatriate U. K. Citizen*, Case 8611/79, 10 May 1979 [1979] 3 *C. M. L. R.*, p. 172; *Alliance des Belges de la Communauté Européenne v. Belgium*, Case 8612/79, 10 May 1979 [1979] 3 *C. M. L. R.*, p. 175.
- (14) Case 8364/78, *op. cit.*, pp. 169-171; Case 8611/79, *op. cit.*, p. 173, 174; Case 8612/79, *op. cit.*, p. 176, 177.
- (15) European Commission of Human Rights, Case 8030/77, *op. cit.*, p. 233.
- (16) M. H. Mendelson, "The Impact of European Community Law on the Implementation of the European Convention on Human Rights", *op. cit.*, p. 115, 116.
- (17) "Memorandum on the Accession of the European Communities to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms" (adopted by the Commission on 4 April 1979), *Bulletin of the European Communities*, Supplement 2/79, 54頁の覚書(1)については、高橋悠前掲論文「二二四一頁及び前掲拙稿」一三一七頁参照。
- (18) "Memorandum on the Accession of the European Communities to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms", *op. cit.*, p. 10.
- (19) この点は、個人による申立だけでなく、EC加盟国以外の、他の欧州人権条約締約国による申立(欧州人権条約第二四條)についてもあてはまる(高橋悠前掲論文、三九頁)。

四、「ガイドライン」方式と欧州人権条約機構

すでに述べたように、C.F.D.T. 事件は、EC加盟国の個別責任あるいは共同責任に基づき、ECの行為が欧州人権条約機構によって審査される可能性を、全く否定したものと考えすることはできない。したがって、そのような形で、ECの行為がEC側の防御の機会と手段を欠いたまま、実質的に欧州人権条約違反とされた場合、それはEC裁判所にとって、欧州人権条約に対する「ガイドライン」方式の破綻を意味する。すなわち、そのような場合、ECが欧州人権条約に示される「ミナムな基準を超えていない」として、西独をはじめとする国内裁判所が国内憲法の基本権規定に基づき、EC法優越の原則に異議を申し立てる事態が、再び生じることが懸念される(「対内的」文脈と「対外的」文

脈における欧州人権条約のかかわり方は異なるが、この場合において両文脈は密接なつながりを有する。このような事態を回避するためには、「対外的」文脈つまり欧州人権条約機構との関係において、EC裁判所が次の二つの条件を確保することが必要であると考えられる。

(i) EC法の文脈における基本権の問題について、EC裁判所がまず先に審理を行なう機会が与えられること。

(ii) EC裁判所による基本権保護のレベルが、少なくとも欧州人権条約のミニマムな基準を超えていること。

以上の二点が「対外的」文脈において確保されているかどうかについて、以下検討を加えることにする。

まず、前者の条件は、第一に欧州人権条約第二六条の「国内的救済」原則の問題であり、第二にEC裁判所における個人の当事者適格の範囲の問題である。

第一の問題は、EC裁判所は欧州人権条約第二六条にいう「国内的救済 (domestic remedies)」にあたるか、ということである。C.F.D.F. 事件で原告は、EC裁判所に訴えて受理不能とされた後に欧州人権委員会に申し立てているゆえに、本件においてEC裁判所が「国内的救済」とみなされているかどうかは、明らかではない。また、一九七七年九月二九、三〇日になされた、EC裁判所と欧州人権裁判所及び同委員会のそれぞれの成員間の交流のための会合において、欧州人権委員会委員長フォーセット (Fawcett) は、EC裁判所の裁判が「国内的救済」にあたるかどうかという問題に言及しつつも、それに対する見解を示していない⁽¹⁾ (一方、同会合においてEC裁判所裁判官ソレンセン (Sørensen) は、「ストラスブルの諸機関に対して、〔EC〕裁判所は国内裁判所にたとえられる立場にある」と述べている⁽²⁾。しかし、ECが自律的な法秩序を形成していること、及びEC裁判所はEC法の文脈において、EC諸機関及び加盟国による基本権侵害を審査することを考慮するならば、EC裁判所はその限りにおいて、原則的に「国内的救済」にあたる⁽³⁾と考えられる。但し、これには異論があって、EC裁判所の裁判は「国内的救済」ではなく、むしろ「他の国際的調査または解決の手続」(欧州人権条約第二七条一項b)であるとみる考え方もある⁽⁴⁾。この立場に立つならば、問題がEC裁

判所で扱われる前に欧州人権条約機構に付されうることになる。

一方、EC裁判所が「国内的救済」にあたるとしても、EEC条約第一七七条の先行判決制度に関して問題が生じる。それは、国内裁判所がEC法上の問題についてEC裁判所へ付託することが、常に確保されているわけではないということである。すなわち、EEC条約第一七七条二項によると、EC裁判所に先行判決を求める付託は、国内裁判所の手続における裁判官の裁量に任されている。但し、第一七七条三項によると、「国内法上上訴を許さない裁判所 (a court or tribunal of a Member State, against whose decisions there is no judicial remedy under national law)」において、EC法の解釈の問題が生じた場合、EC裁判所への付託は義務的である。そのため、加盟国における「国内的救済」が尽くされる前に、EC裁判所が先行判決を出す機会が、通常は確保されている。しかし、そのような国内裁判所が、EC裁判所に付託を行なわない事態もありうる（とくにフランスの國務院についてそのような事態がしばしば起きていることが報告されている⁽⁵⁾）。また、「一般に承認された国際法諸原則に従ってすべての国内的救済を尽くす」ことと、「国内法上上訴を許さない裁判所」に救済を求めることは、必ずしも一致しない⁽⁸⁾。その結果、EC裁判所が先行判決を出す機会を得る前に、欧州人権委員会に申立がなされて受理される可能性は、全くないとはいえない。

また、EC裁判所が原則として、「国内的救済」にあたるとしても、第二の点として、EC裁判所における個人の当事者適格の範囲が問題となる。C.F.D.T. 事件においてEC裁判所は、EEC条約第三八条によりEC理事会の行為を無効とする訴えを提起できるのは、加盟国あるいは最高機関（現在のEC委員会）だけであるとして、原告の訴えを受理不能とした⁽⁹⁾。一方、EC裁判所は、EEC条約は原告に対してEC理事会の行為に対する直接訴訟を行なう資格を付与していないが、同条約第四一条に定められた要件に従い、国内裁判所からの付託によって、EC裁判所がEC理事会の行為の効力を審査することは、依然として可能であると述べて、原告にその方法をとることを勧めている⁽¹⁰⁾。しかし結局、本件に関するフランスの國務院からの付託がなかったため、EC裁判所が本案を審理する機会のないまま、

本件は欧州人権委員会に申し立てられたのである。本件が例示するように、ECの基本条約のもとでは、EC裁判所における個人の直接訴訟の門戸は非常に狭められている。⁽¹²⁾この点について、とくに問題とされる規定は、EEC条約第一七三条二項である。同規定によると、個人または法人は、第一に自己を対象とする決定に対し、第二に規則の形をとる決定あるいは他の個人または法人に対する形をとる決定であっても、自己に「直接かつ個人的に関係のある」決定に対して、訴訟を提起することができ⁽¹³⁾。一九六五年四月一日付判決のスガルラータ(Schulz)事件⁽¹⁴⁾において、原告は第一七三条二項の要件を問題とした。すなわち原告は、同規定に依拠することが、その文言の制限的解釈によって拒否されるとするならば、個人はEC法及び国内法に基づく裁判所による全ての保護を奪われることになり、それは全加盟国を支配する基本原則に反すると主張した。⁽¹⁵⁾しかしEC裁判所は、第一七三条の明らかに制限的な文言を無視することはできないとして、その主張を退けている。⁽¹⁶⁾このように、EC裁判所は第一七三条二項に規定される「直接かつ個人的に関係のある」という要件を、厳格に解釈している結果、個人が基本権侵害を理由に、ECの行為の無効を、直接EC裁判所に訴えることができる機会は非常に限られている。⁽¹⁷⁾そのため、たとえEC裁判所が、欧州人権条約第二六条の「国内的救済」にあたるとしても、同裁判所による審査を経ないまま、個人の基本権に関するEC法上の問題が、欧州人権委員会に申し立てられる可能性がある。

次に、欧州人権条約に対する「ガイドライン」方式の破綻を回避するための後者の条件、つまりECにおける基本権保護のレベルが、少なくとも欧州人権条約のミニマムな基準を超えるという点について検討する。この条件を満たすための配慮として、次の二点を指摘することができる。第一は、EC裁判所が、欧州人権条約の規定を援用する個人の申立あるいは国内裁判所からの付託に対して、必要に応じて直接に考慮を行なうことである。第二は、EC裁判所の法務官が「意見」において、欧州人権裁判所及び同人権委員会の判例法を検討することである。以下、それぞれの点に関して、EC裁判所の事例を挙げることにする。

まず、第一の点に関するEC裁判所の判例には、次のようなものがある。

(1) プレイス (Prais) 事件⁽¹⁸⁾ (一九七六年一月二日付判決)

原告はEC理事会職員の公募試験に応募したが、宗教的理由により当該試験日に出席して受験することができないため、自己に対する試験日の変更の許可を同理事会に求めたところ、認められなかった。原告は、それがEC職員規程に反し、宗教上の差別にあたるとして、同理事会を相手どりEC裁判所に訴訟を提起した。その際、宗教の自由を定める欧州人権条約第九条が援用された。これに対してEC裁判所は、採用機関があらかじめ宗教的要請に関する通知を受けなかった場合には、EC職員規程及び欧州人権条約に定められた基本権によって、その要請に反するのを避ける義務が課されているとみなすことはできない⁽¹⁹⁾としてゐる。

(2) ベカスタン (Peestain) 事件⁽²⁰⁾ (一九八〇年三月五日付判決)

原告はベルギー在任のフランス人であるが、公の秩序を理由とする、ベルギー当局の滞在許可の拒否及び国外退去の通告に対し、同国内裁判所において、当該措置の取消及び損害賠償の支払いを求めて訴訟を提起した。その際、原告は、当該措置の合法性につき最終的決定がなされるまで、ベルギー国内に滞在することができると主張した。ベルギー国内裁判所はこの点に関して、EC裁判所に付託を行なった。それは、国外退去の行政措置にもかかわらず、EC加盟国市民は他の加盟国を相手どった訴訟の係争中に、当該加盟国内に滞在する権利を有するということを、EC法とあわせて、欧州人権条約から導き出すことができるかという問題であった。これに対してEC裁判所は、外国人が公正な裁判を受け、十分な防御を行なうことができるとはできないとしている。またEC裁判所は、EC法の当該規定が、欧州人権条約第六条に定められている、公正な裁判の条件を満たすものであるとしてゐる。⁽²¹⁾

(3) ナショナル・パナニック (National Panasonic) 事件⁽²²⁾ (一九八〇年六月二六日付判決)

原告会社は、事前の告知なくEC委員会の不意の立入検査を受け、会社文書のコピーを押収された。原告会社は同委員会を相手どってEC裁判所に訴訟を提起し、同委員会が当該調査を命ずる決定を事前に伝達しなかったことにより、原告の基本権とくに事前の告知並びに聴聞を受ける権利が侵害された旨申し立てた。その際、原告はプライバシー、住居及び通信の尊重に

関する欧州人権条約第八条一項に依拠して、それが法人にも準用されると主張した。これに対してEC裁判所は、同規定が法人にも適用されることを認めつつ、同条約第八条二項にいう「民主的社會において必要」な限度において、同条約第八条一項の定める権利の行使に対する介入が許される点を指摘している。次いで、EEC条約が目的とする、競争制度の維持という「公共の利益」に鑑みて、EC委員会の当該調査が欧州人権条約第八条に違反するものではないとしている。⁽²³⁾

(4) **FEDETAB 事件** (一九八〇年一月二十九日付判決)

本件では、原告の行為がEEC条約第八五条違反であるとするEC委員会決定の前に行われた聴聞手続の適正が争われた。その際、原告は、同委員会の行為が「独立の公平な裁判所による」公正な裁判を受ける権利について規定する欧州人権条約第六条に違反すると申し立てた。また、欧州人権裁判所の判例法、とくにケーニヒ (König) 事件判決⁽²⁵⁾ (一九七八年五月三一日)を引用して、EEC条約第八五条等に定められた権利は、欧州人権条約第六条一項の意味における民事上の権利であると主張した。これに対してEC裁判所は、原告の主張には関連性がないとする一方、EC委員会がEC法に規定される手続的保障を尊重しなければならないこと、しかし同委員会を欧州人権条約第六条の意味における「裁判所」とみなすことはできないということを述べている。⁽²⁶⁾

(5) **前掲 MDF 事件** (一九八三年六月七日付判決)

本件もまた、EEC条約第八五条に関連してEC委員会の聴聞手続の適正が争われた事例である。原告は、自己の行為をEEC条約第八五条違反であるとするEC委員会決定は、同委員会が検察官と裁判官の機能を兼ねる制度のもてなされたこと自体に基づき不法であり、欧州人権条約第六条一項に反すると主張した。しかしEC裁判所は、前述の **FEDETAB 事件判決**を引用して、原告の主張には関連性がないとし、またEC委員会を欧州人権条約第六条の意味における「裁判所」とみなすことはできないとしている。一方、同裁判所は、EC法に含まれる手続的保障は、行政的性格のものを含む全ての手続において、公正な裁判を受ける権利が遵守されることを要求するEC法の基本原則の適用であるとしている。⁽²⁸⁾

(6) **VBYB & VBBB 事件** (一九八四年一月十七日付判決)

原告はオランダ及びベルギーの書籍出版・販売協会であるが、両者間の取引に書籍の再販価格維持制度を適用し、実施する協定を、EEC条約第八五条に違反するとしたEC委員会決定は、とくに欧州人権条約第一〇条に定められている表現の自由を危うくするものであると主張した。これに対してEC裁判所は、まず、一定の経済的条項が表現の自由の見地から影響がな

いとはいえないことを認めている。しかし次に、同裁判所は、たとえ欧州人権条約が経済的に有利な条件で書籍を出版するという可能性に關する保障を含むように解釈することが可能であると仮定したとしても、原告は本件において、EC委員会の当該決定と欧州人権条約により保障されるような表現の自由との間に、何らの結びつきがあることも立証していないとしている。また同裁判所は、加盟国間の貿易を適正な競争条件のもとに確保することを唯一の目的とする規定に、書籍の出版及び取引を服せしめることは、出版の自由を制限するものとみなすことはできないとしている⁽³⁰⁾。

以上の事例にみられるように、EC裁判所は、欧州人権条約を援用する個人の申立あるいは国内裁判所からの付託に対して、必要に応じて直接に同条約の考慮を行なっている。しかしこれは、すでに述べたように、EC裁判所が欧州人権条約をEC法の構成部分とみなしていることを意味するものではない。むしろそれは、EC裁判所がECの措置に關して、欧州人権条約に示されているミニマムな基準を超えているかどうかを、原告の申立あるいは国内裁判所からの付託に応じて検討したものと考えることができる。

次に、ECにおける基本権保護のレベルが、少なくとも欧州人権条約のミニマムな基準を超えるための第二の配慮として、EC裁判所の法務官が「意見」の中で欧州人権裁判所及び同人権委員会の判例法に言及した事例を以下に挙げることにする。

(1) 前掲ブレイス事件⁽³¹⁾（一九七六年九月二二日付意見）

ウォーナー (Warner) 法務官は欧州人権条約第九、一四条について、本件にかかわる判例が欧州人権裁判所及び同人権委員会にみられないとし、同法務官としては、EC職員の公募試験期日に対する宗教的配慮に關して、同規定には原告の主張する効果は存在しないとしている⁽³²⁾。

(2) 前掲ハウアー事件⁽³³⁾（一九七九年一月八日付意見）

カポートルティ法務官は、財産権について規定する欧州人権条約第一議定書第一条には採用に対する補償の規定が明示されていないとして、あらゆる場合に採用は補償を伴うかという問題に關して、欧州人権委員会の判例法を検討している。すなわち、そこには二つの異なる立場があるとされている。一方の立場は、国民に補償することは常に必要であるということを明白に

否定した事例⁽³⁴⁾であり、もう一方の立場は、同議定書第一条一項の文言は国民と外国人を同様に保護し、国民もまた補償の権利を付与されなければならないとする事例⁽³⁵⁾である。同法務官は、後者の事例における立場が欧州人権委員会の判例法における重要な変化を示しているとするが、しかし結局、ECレベルでは、取用を受けた個人に公正な補償を支払う義務は、加盟国の法秩序の傾向に調和して認められるべきであるとしている⁽³⁶⁾。

(3) ヘン・アンド・ダービィ (Henn and Darby) 事件 (一九七九年一月二五日付意見)

ウォーナー法務官は、EEC条約第三六条の「公衆道徳により正当化される」という文言を解釈する際、表現の自由について規定する欧州人権条約第一〇条に関して、欧州人権裁判所のハンディサイド (Handyside) 事件判決⁽³⁸⁾ (一九七六年二月七日) を参考としている。すなわち同法務官は、その判決文を引用することにより、同条約第一〇条二項が締約国に評価の余地を残していること、しかしそれは無制限のものではなく、表現の自由に関するいかなる制限または罰則も、追求される正当な目的に対して比例性を有していなければならないことを指摘している⁽³⁹⁾。次いで、同判決には、EEC条約第四八条の「公の秩序」に関するEC裁判所の判例と共鳴するものがあるとしている。

(4) 前掲ベカスタン事件⁽⁴⁰⁾ (一九八〇年一月三一日付意見)

カポートルティ法務官は、まず、欧州人権委員会の二つの決定⁽⁴¹⁾に従って、欧州人権条約第六条における「公正な審理」の権利は、刑事及び民事手続にのみ関係し、行政手続は除かれるとしている。次に、同規定が、EEC条約に基づく居住の権利を国家の行政機関に対して主張するために個人が行なった裁判所への訴えに適用できるかどうかという問題に関して、このように述べている。すなわち同法務官によると、欧州人権委員会は、裁判所における個人の法的立場が「行政的」であるとみなすことができ、したがって欧州人権条約第六条に言及されている原則に従った手続は、そのような立場が国家当局の評価の裁量的な権限内に置かれている場合に限って、そのような立場に適用されないと考えているように思われる。そして、また、同法務官によると、ゴールドー (Golder) 事件判決⁽⁴²⁾ (一九七五年二月二四日) にみられる、欧州人権裁判所の最近の傾向が、民事裁判所に訴える権利を、同条約第六条に明示的には予定されていないが、その一般的論理構造から生じる個人の権利として認めるようになっていく、としている。しかし同法務官によると、欧州人権裁判所及び同人権委員会は、当事者本人が民事訴訟において出廷する権利を有すると述べることは躊躇しており、むしろ一般的原則はなく、個々の事件ごとに決定されなければならないという見解に傾いているように思われる、としている。結論として同法務官は、欧州人権条約第六条に具体化さ

れている原則に従って、EC法秩序は、個人が他の加盟国の裁判所に訴える権利、及び防衛の権利の実効的な行使のために必要な場合には常に民事訴訟における当事者本人が出廷する権利を認めているとしている。しかしEC法秩序は、民事訴訟の当事者が訴訟の全期間を通じて当該国家の領域にとどまる権利を認めるものではない、としている⁽⁴³⁾。

以上の事例にみられるように⁽⁴⁴⁾、法務官は「意見」において、必要に応じて欧州人権裁判所及び同人権委員会の判例法を検討している。EC裁判所は判決の際にそれを参考にして、欧州人権条約の基準に全く適うように「法の一般原則」を展開することができる⁽⁴⁵⁾。なお、EC裁判所自身が判決において、欧州人権裁判所及び同人権委員会の判例法に言及しないのは、同裁判所が欧州人権条約を、EC法の構成部分としてではなく、「法の一般原則」を示すものとして導入したからであると考えられる。

- (1) Paper by Mr. Fawcett, President of the Commission of Human Rights, Information on the Court of Justice of the European Communities, *op. cit.*, p. 88.
- (2) M. Sørensen, *op. cit.*, p. 48.
- (3) Francis G. Jacobs, *The European Convention on Human Rights*, Clarendon Press, Oxford, 1975, p. 280; Torsten Stein, *op. cit.*, p. 157.
- (4) M. H. Mendelson, "The Impact of European Community Law on the Implementation of the European Convention on Human Rights", *op. cit.*, pp. 110-112 参照。
- (5) 昭和六〇年十一月九日、日本EC学会第六回研究大会における、大谷良雄教授の「構成国裁判所におけるEC法の適用——最近の事例：EC法遵守の視点から、フランスの場合を中心に——」と題する報告。
- (6) 欧州人権条約第二六条。
- (7) EEC条約第一七七条三項。
- (8) Francis G. Jacobs, *op. cit.*, pp. 238-241 及び Hery G. Schermers, *op. cit.*, pp. 366-370. また、この問題に関して S. Ghandi, "Interaction between the Protection of Fundamental Rights in the European Economic Community and under the European Convention on Human Rights", *Legal Issues of European Integration*, 1981/2, p. 22, 23 参照。

- (9) European Court of Justice, Case 66/76, *op. cit.*, p. 595.
- (10) *Ibid.*
- (11) European Commission of Human Rights, Case 8030/77 *op. cit.*, p. 231.
- (12) とくはEEC条約に関して、第一六九及び一七〇条、第一七三条、第一七五条、第一七八条及び二一五条二項、第一七九条参照。
- (13) 「[EC]裁判所は、訴訟に理由があると認める場合には、異議を申し立てられている行為の無効を宣言する。」(EEC条約第一七四条)。
- (14) Case 40/64 [1965] *E. C. R.*, p. 215.
- (15) *Ibid.*, p. 227.
- (16) *Ibid.*
- (17) この理由に関して、Hjalte Rasmussen, "Why is Article 173 Interpreted against Private Plaintiffs?", *European Law Review*, Vol. 5, No. 2, April 1980, pp. 112-127 及び Christopher Harding, "The Private Interest in Challenging Community Action", *European Law Review*, Vol. 5, No. 5, October 1980, pp. 354-361 参照。なお、一九八六年二月一七日調印の単一欧州議定書 (Single European Act) 第四一、一一、二六条は、ECの基本条約の改正として、EC裁判所の下に個人または法人による一定の訴えを扱う前審を置き、EC裁判所は法律問題に関してのみ上訴を受けるようにすることができるとして、"Single European Act", *Bulletin of the European Communities*, Supplement 2/86, p. 8, 10, 17)。これが実現するならば、EC裁判所におけるかなりの負担となつてゐる。EC職員に関する事件 (Staff cases) を前審に任せることができ、また第一七三条の直接訴訟における事実審理に関して負担が軽減されるため、EC裁判所が基本権保護の問題を含む直接訴訟に対して、より緩やかな態度をとることが可能になると考えられる。
- (18) Case 130/75 [1976] 2 *C. M. L. R.*, p. 708. なお本件については、田村悦一前掲「欧州共同体と基本権保護の展開」、一九八二、一九三頁参照。
- (19) Case 130/75, *op. cit.*, p. 722, 723.
- (20) Case 98/79 [1980] 3 *C. M. L. R.*, p. 685. なお本件については、田村悦一前掲「EC裁判所における基本権の保障」、三六頁参照。
- (21) Case 98/79, *op. cit.*, p. 689, 708.

- (22) Case 136/79 [1980] 3 *C.M.L.R.*, p. 169. なお本件については、田村悦一前掲「欧州共同体と基本権保護の展開」、『一九七二〇〇頁』また「欧州共同体と適正手続保障」(一)、『立命館法学』第一七六号、一九八五年二月、四四〇、四四一、四四七頁及び第一七七号、一九八五年三月、五九四、五九五頁参照。
- (23) Case 136/79, *op. cit.*, pp. 186-188.
- (24) Cases 209-215, 218/78 [1981] 3 *C.M.L.R.*, p. 134. なお本件については、田村悦一前掲「欧州共同体と基本権保護の展開」、『二〇〇—二〇二頁及び前掲「欧州共同体と適正手続保障」(一)』第一七六号、四四八、四四九頁参照。
- (25) *König case*, Series A, No. 27, para. 90.
- (26) Cases 209-215, 218/78, *op. cit.*, p. 223, 224.
- (27) Cases 100-103/80, *op. cit.*, p. 221.
- (28) *Ibid.*, p. 314, 315.
- (29) Cases 43, 63/82 [1985] 1 *C.M.L.R.*, p. 27.
- (30) *Ibid.*, p. 90, 91.
- (31) Case 130/75, *op. cit.*
- (32) *Ibid.*, p. 717, 718. また同法務官は、EC裁判所あるいは国内裁判所が、各々の扱う事件につき生じる欧州人権条約の解釈の問題に関して、欧州人権裁判所に先行判決を求めて付託する権限を有しないことを遺憾としている (*Ibid.*)。なお、本件におけるEC裁判所の判決は、欧州人権条約第九条について法務官と同じ立場をとっている (*Ibid.*, p. 723)。
- (33) Case 44/79, *op. cit.*
- (34) 同法務官が引用したのほ次の事例である (Case 44/79, *op. cit.*, p. 56)° The Decision of 16 December 1965 in *X v. Federal Republic of Germany*, Application 1870/63.
- (35) 同法務官が引用したのほ次の事例である (Case 44/79, *op. cit.*, p. 56)° Report of 30 September 1975 on the *Handyside case*, Application 5493/72, para. 158 et seq.
- (36) Case 44/79, *op. cit.*, 55, 56. なお、本件は財産権の行使の制限にかかわる問題であったゆえに、EC裁判所の判決は取用可能な補償の問題までは触れようとはしない (*Ibid.*, pp. 64-66)。
- (37) Case 34/79 [1980] 1 *C.M.L.R.*, p. 246. なお本件については、田村悦一前掲「EC裁判所における基本権の保障」、『三六頁参照』。

- (38) *Hindyside case*, Series A, No. 24, para. 48, 49 (Case 34/79, *op. cit.*, p. 255, 256).
- (39) Case 34/79, *op. cit.*, p. 255, 256. なお、EC裁判所の判決は、原則として各加盟国が自国の価値の尺度に従って、また自ら選択した形を以て、自国内で定める公衆道徳の要件を決定すると述べている (*Ibid.*, p. 272)。
- (40) Case 98/79, *op. cit.*
- (41) 同法務官が引用した事例は以下のとおりである (Case 98/79, *op. cit.*, p. 698)。⁵ X, Y, V and W v. United Kingdom, Application 3325/67 of 15 December 1967, *Yearbook of the European Convention on Human Rights* Vol. 10, p. 337, 339; Church of X v. United Kingdom, Application 3798/67 of 17 December 1968, *Yearbook book of the European Convention on Human Rights*, Vol. 12, p. 317.
- (42) *Goldner case*, Series A, No. 18 (Case 98/79, *op. cit.*, p. 698)。
- (43) Case 98/79, *op. cit.*, pp. 698-701. なお、EC裁判所の判決は、法務官と同じ立場をとっている (*Ibid.*, p. 708)。
- (44) 他に一九八二年一〇月二八日付判決 (José Arantzamendi-Osa and Others v. Procureur de la République and Procureur Général, Cases 13-28/82 [1982] E. C. R., p. 3927) を挙げることがある。本件一九八二年一〇月六日付意見において、カポートルテ、法務官は、原告の欧州人権条約第六条及び第七条に基づく申立に対して、欧州人権委員会の判例法を引き合いに出して否定的立場をとっている (*Ibid.*, pp. 3943-3955)。一方、EC裁判所の判決は、原告の当該申立に関して何も触れていない (*Ibid.*, pp. 3935-3938)。なお、欧州人権条約第七条に関するEC裁判所の見解については、前掲ケント・カーク事件判決 (Case 63/83, *op. cit.*, p. 538) 参照。
- (45) Eckart Klein, *op. cit.*, p. 178.

五、結 語

ECが独自の権利章典を有しない現状において、EC裁判所が「対内的」文脈で採用した「ガイドライン」方式によって、欧州人権条約は便宜的な既成の権利章典として機能し、ECレベルの基本権保護における法的安定性に寄与する。しかしこの方式において、同条約がEC法の構成部分を成すものではなく、またECを直接に拘束するもので

もないにもかかわらず、「対外的」文脈つまり欧州人権条約機構との関係において問題が生じる。それは、ECの全加盟国が欧州人権条約締約国であるため、ECの行為が加盟国の責任に基づいて同条約機構において審査され、その結果、同条約違反とされる可能性を全く否定することはできない、ということである。そのような事態が起ることによって欧州人権条約に対するEC裁判所の「ガイドライン」方式が破綻するのを回避するためには、第一に、同条約機構より先にまず、EC裁判所が当該事件の本案を審理する機会が確保されなければならない。また第二に、ECにおける基本権保護のレベルが、少なくとも欧州人権条約のミニマムな基準を超えなければならない。

しかしこれらの条件が全く満たされているとは言いがたい。まず第一の条件が満たされるためには、(a) EC裁判所が欧州人権条約機構によって「国内的救済」にあたりとされることが必要であるが、これは欧州人権委員会がその点についてどのような決定を下すかにかかっている。(b) EEC条約第一七七条に基づく国内裁判所からの付託が確保されることが必要であるが、これは各加盟国の国内裁判所の態度如何にかかっている。(c) EC裁判所における個人の直接訴訟の要件の緩和がなされる必要があるが、それにはECの基本条約を改正することが不可避である。以上の点はいずれも、EC裁判所の権限を超えた問題である。また、第二の条件に関しても問題がないわけではない。第二の条件が満たされるために、(a) EC裁判所は当該事件において、必要に応じて欧州人権条約の規定を直接に考慮している。(b) EC裁判所の法務官は「意見」において、欧州人権条約機構の判例法を必要に応じて検討しており、裁判官は判決に際してそれを参照することができる。しかしこれらだけでは十分であるとはいえない。欧州人権条約機構の判例法をEC裁判所の裁判官が直接に判決において検討することが望ましい。とはいえ、欧州人権条約を「法の一般原則」を構成するものと位置付ける「ガイドライン」方式のもとでそうすることには限界があろう。

これらの問題点のうち、とくに第一の条件に伴う問題点は、EC裁判所が自ら解決することが、権限上不可能であるばかりでなく、欧州人権条約に対する「ガイドライン」方式の今後における成否を左右すると考えられる。EC委

員会が一九七九年四月四日、「欧州人権条約」への欧州共同体の加入に関する覚書⁽¹⁾において主張した「加入」方式⁽²⁾は、それらの問題を克服しようものである⁽³⁾。但しそれは、「加盟国に共通の憲法的伝統」から引き出されるマクシマムな水準の判例法の発展が阻害されて、ECレベルの基本権保護の水準が加盟国憲法より低いものとなる結果を招くおそれがある⁽⁴⁾。また、ECの欧州人権条約への「加入」は、欧州議会の支持にもかかわらず、EC理事会が消極的であるため、実現する見込みは当面ありそうにないと思われる⁽⁵⁾。最近の機構改革において、一九八六年二月一七日調印された「単一欧州議定書 (Single European Act)」⁽⁶⁾の中でも、その点に関しては何も触れられていない⁽⁷⁾。このような現状のもとでEC裁判所としては、個々の事例ごとに、「ガイドライン」として欧州人権条約に示されるシニマムな水準を超えることを確保する一方で、「加盟国に共通の憲法的伝統」に基づき、マクシマムな基本権保護を実現してゆくほかないといえる。

(一九八六年五月二二日脱稿)

- (1) “Memorandum on the Accession of the European Communities to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms”, *op. cit.*
- (2) 同方式については以下参照。高橋悠前掲論文、二二四一頁、前掲拙稿、二三一七頁。Hans-Joachim Glaesner, *op. cit.*, pp. 119-123; Hans-Werner Rengeling, “Grundrechtsschutz in den Europäischen Gemeinschaften: Beitritt der Gemeinschaften zur Europäischen Menschenrechtskonvention?”, *Europarecht*, Heft 2, 1979, pp. 129-137; H. Golsong, “Nochmals: zur Frage des Beitritts der Europäischen Gemeinschaften zur Europäischen Menschenrechtskonvention”, *Europäische Grundrechte Zeitschrift*, 6. Jahrgang, 1979, pp. 70-74; J. McBride and L. Neville Brown, “The United Kingdom, the European Community and the European Convention on Human Rights”, in F. G. Jacobs (ed.), *Yearbook of European Law I 1981*, *op. cit.*, pp. 167-205.
- (3) 前掲拙稿、一五、一七頁。
- (4) 同右、一七、一八頁。
- (5) 同右、二〇、二二頁。

- (6) "Single European Act", *op. cit.*
- (7) 同義定書では欧州人権条約に関して、前文において、「加盟国の憲法と法律、〔欧州人権条約〕及び欧州社会憲章において認められる基本権」に基き民主主義を推進する旨が言及されているにとどまる (*Ibid.*, p. 5)。但し、欧州議会による「欧州連合条約草案 (Draft Treaty Establishing the European Union)」第四条は、「欧州人権条約に関する規定を置いている (O. J. E. C., C77, 19 March, 1984, p. 36, 37 参照)。